

3～5歳児の保護者の皆様へ

## 10月から、保育料が無償化されます

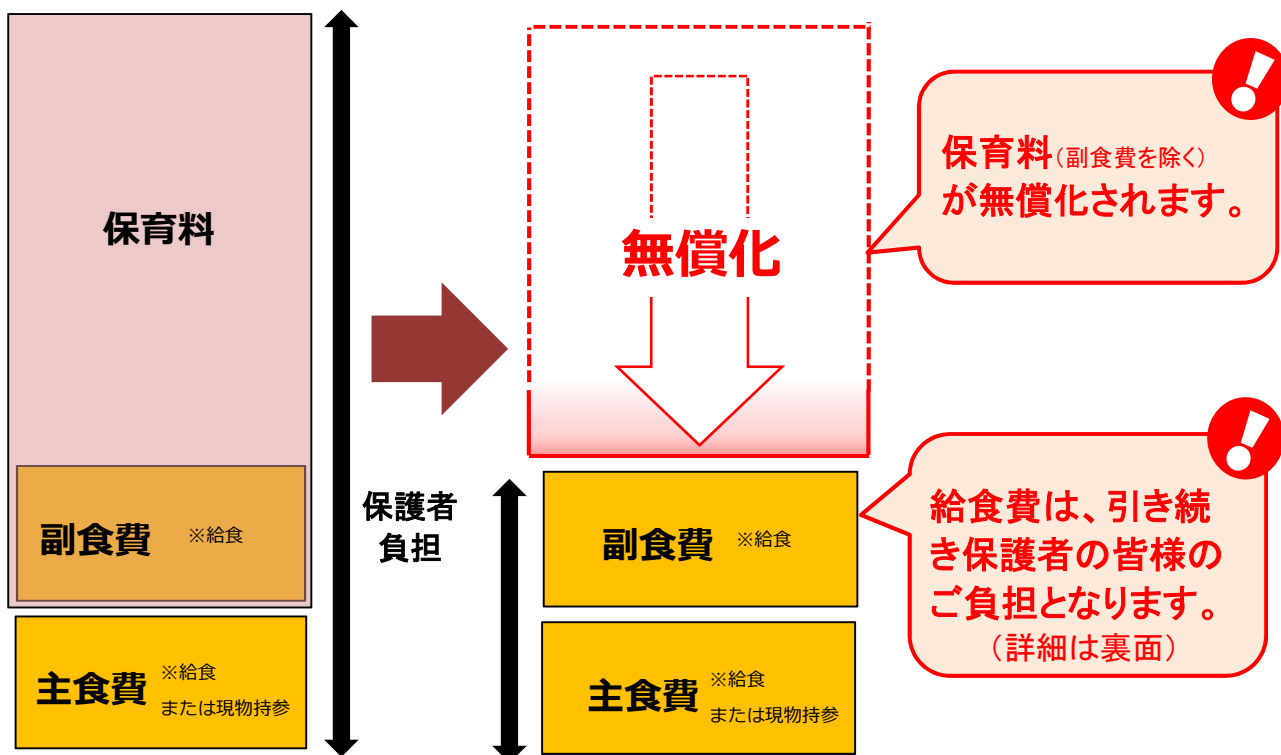
○ 令和元年10月から、3～5歳のお子様については保育料が無償化されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○ 保育所の給食の材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

(詳細は裏面をご覧ください。)

～これまで～

～無償化後（令和元年10月以降）～



【これまで】

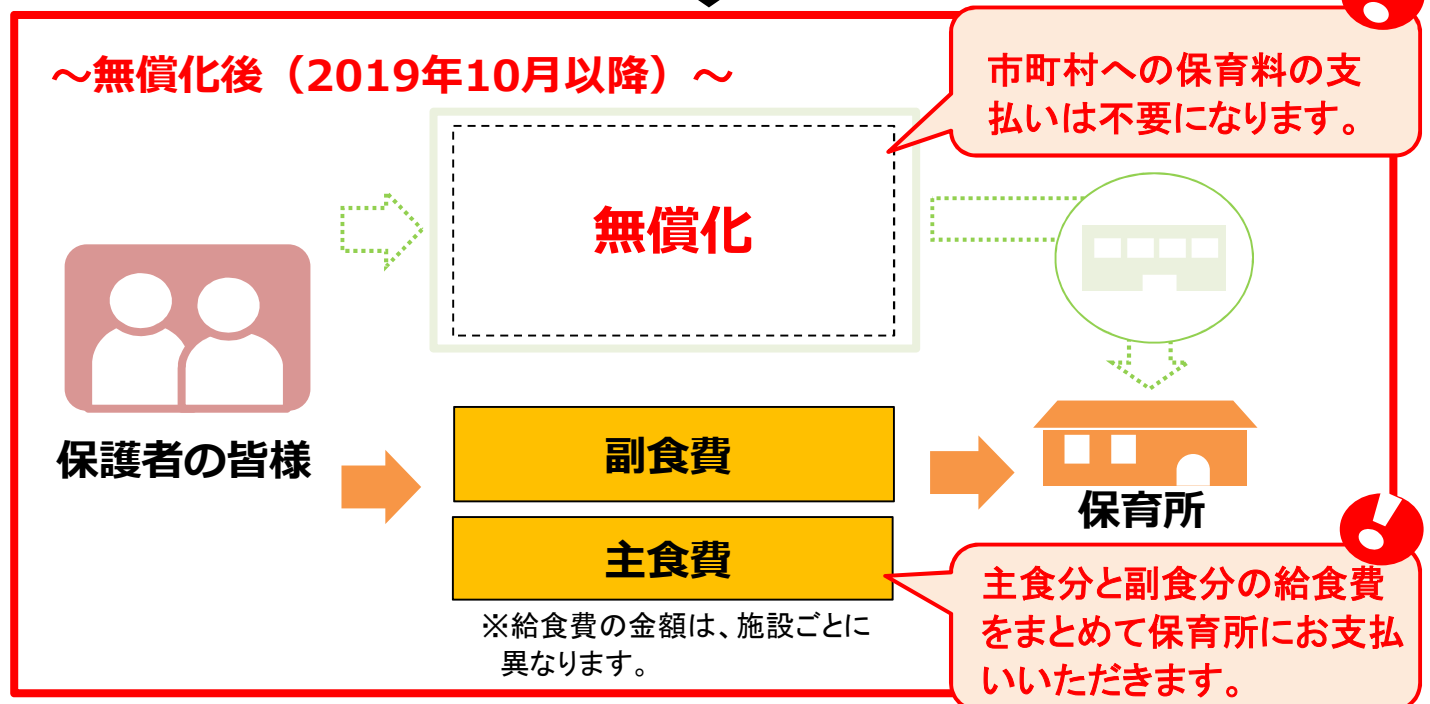
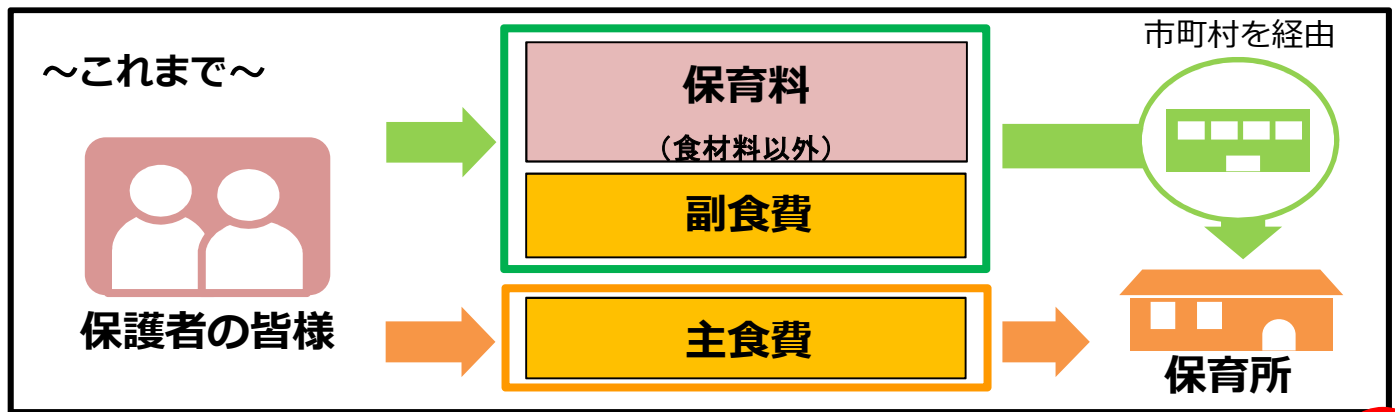
現在、3～5歳児の給食費分は、

- ・主食(お米など)分については直接、
- ・副食(おかず)分については(保育料の一部として)市町村を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。

【無償化後(令和元年10月以降)】

今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

※年収360万円未満相当世帯の子ども等は、副食費が免除になります。免除対象者については、対象となる保護者に対して、市から通知があります。



問い合わせ先:天草市健康福祉部子育て支援課 TEL:0969-27-5400